

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成29年5月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

- ・人身傷害事故（1件）

概要：当該停留場で乗車された高齢の女性が、発車時に席に座ろうとにぎり棒を離したため転倒し、頭部と右ひじを負傷したもの（1件）

場所：市立病院前停留場（上り）

※5月7日（日）に発生いたしました市役所前電停での市電衝突事故に際しましては、長時間にわたり公共交通機関をご利用の皆さまや周辺道路を通行された皆さまに多大なご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

○市バス（重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・車内事故（1件）

概要：信号交差点を発車時に、高齢の女性が席を移動したためバランスを崩して転倒し、脊柱圧迫骨折したもの

場所：花岡通バス停（薬師二丁目）先の交差点

※当該事故については、即時に公表を行う対象となる重大な自動車事故に該当するものでしたが、発生後、負傷の程度が判明するまで時間を要したためお知らせすることができませんでした。

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

- ・該当あり ※上記の内容のとおり

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれないために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。